

農業用ため池を巡る状況

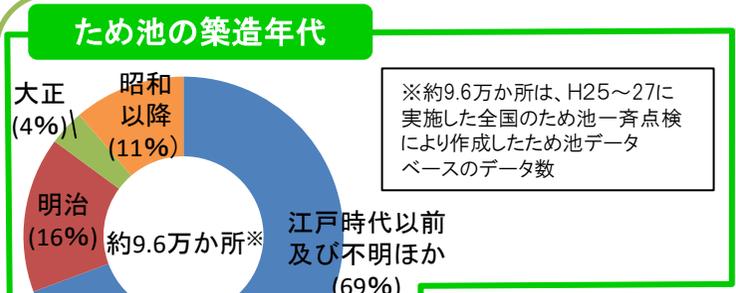
令和6年7月
農林水産省農村振興局

目次

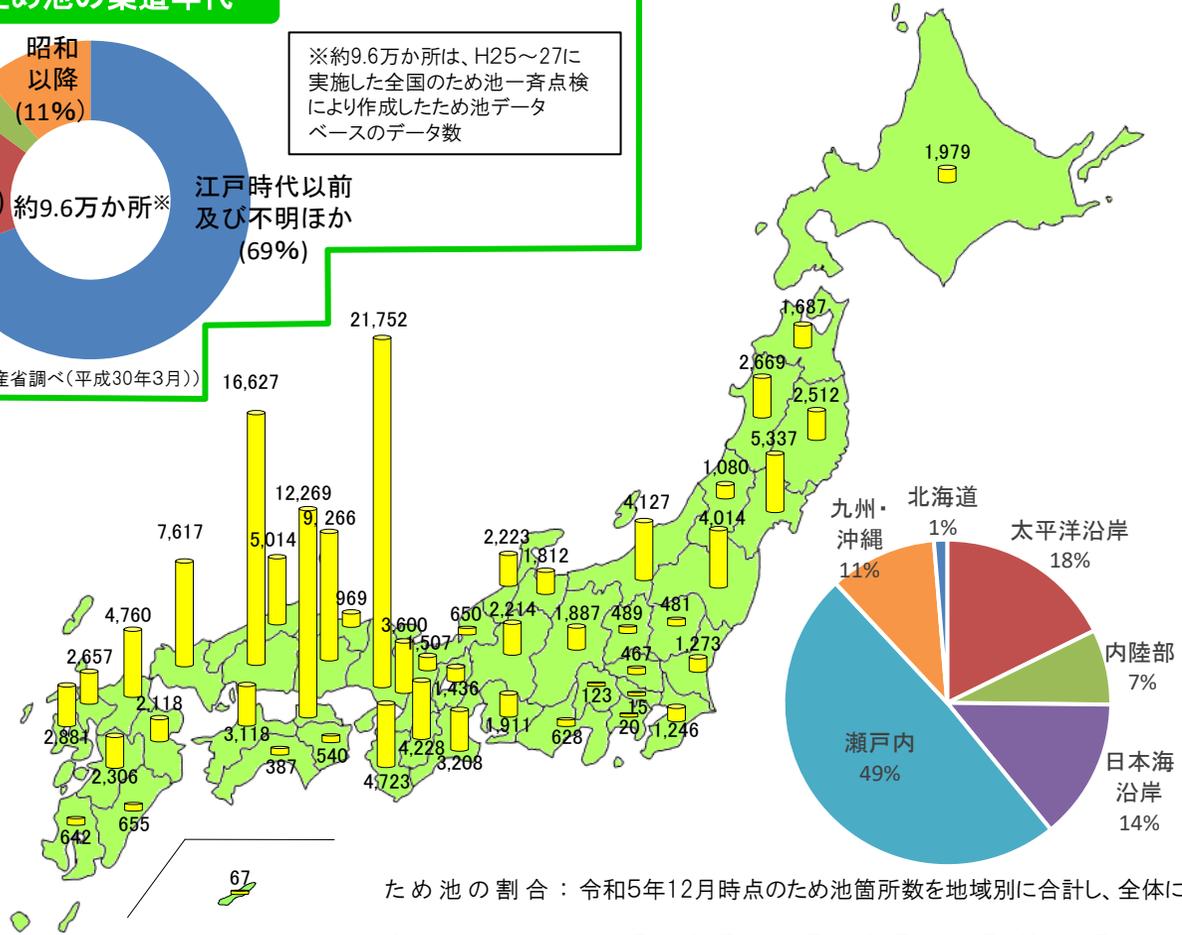
- 1 農業用ため池の現状 1
- 2 農業用ため池に関するトピックス 10
- 3 農業用ため池の防災・減災に関する国の支援 16

1(1) ため池の現状

○ **全国の農業用ため池は約15万か所。**降水量が少なく、大きな河川に恵まれない西日本を中心に分布。
瀬戸内地域に全国の約5割が分布。



※約9.6万か所は、H25～27に実施した全国のため池一斉点検により作成したため池データベースのデータ数



箇所数順					
1	兵庫県	21,752	25	愛知県	1,911
2	広島県	16,627	26	長野県	1,887
3	香川県	12,269	27	富山県	1,812
4	岡山県	9,266	28	青森県	1,687
5	山口県	7,617	29	京都府	1,507
6	宮城県	5,337	30	滋賀県	1,436
7	島根県	5,014	31	茨城県	1,273
8	福岡県	4,760	32	千葉県	1,246
9	和歌山県	4,723	33	山形県	1,080
10	奈良県	4,228	34	鳥取県	969
11	新潟県	4,127	35	宮崎県	655
12	福島県	4,014	36	福井県	650
13	大阪府	3,600	37	鹿児島県	642
14	三重県	3,208	38	静岡県	628
15	愛媛県	3,118	39	徳島県	540
16	長崎県	2,881	40	群馬県	489
17	秋田県	2,669	41	栃木県	481
18	佐賀県	2,657	42	埼玉県	467
19	岩手県	2,512	43	高知県	387
20	熊本県	2,306	44	山梨県	123
21	石川県	2,223	45	沖縄県	67
22	岐阜県	2,214	46	神奈川県	20
23	大分県	2,118	47	東京都	15
24	北海道	1,979			151,191

※富山県及び石川県については、令和5年9月末時点のデータを使用している。

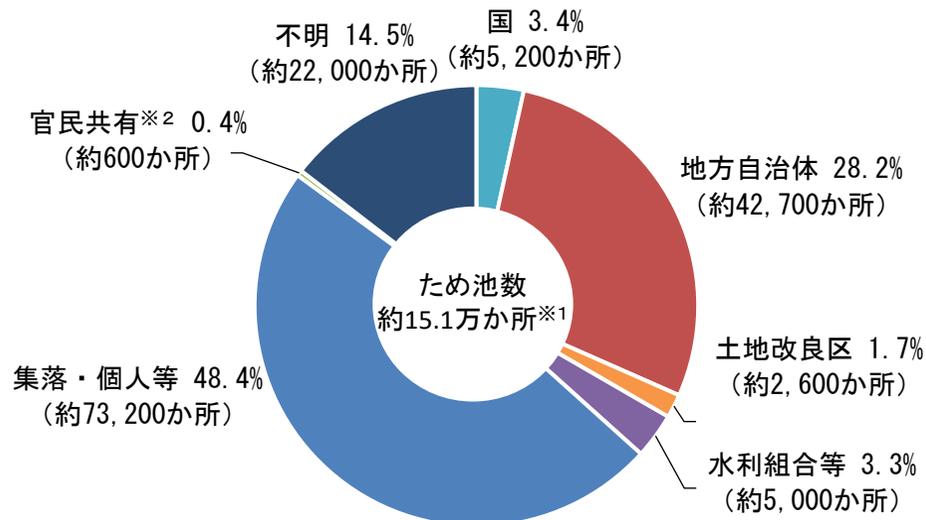
ため池の割合：令和5年12月時点のため池箇所数を地域別に合計し、全体に占める割合を算出したもの

- 太平洋沿岸：岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、東京都、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県
 - 内陸部：栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、山梨県、岐阜県、滋賀県、奈良県
 - 日本海沿岸：青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、鳥取県、島根県
 - 瀬戸内：大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県
- (農林水産省調べ(令和5年12月時点))

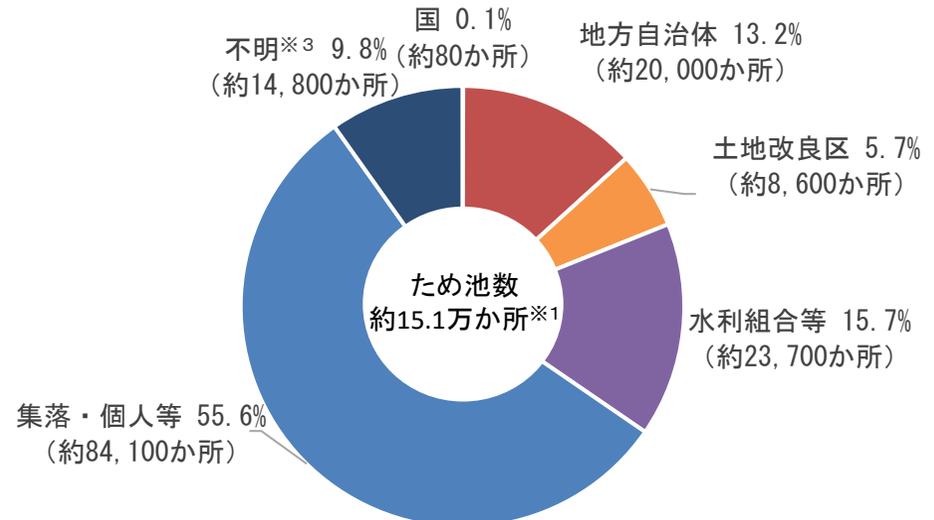
1(2) ため池の所有者及び管理者

- 農業用ため池の所有者は、48%が集落・個人等、28%が地方自治体。
- 農業用ため池の管理者は、56%が集落・個人等、16%が水利組合等、13%が地方自治体。
- 所有者不明の農業用ため池の71%は、管理者が存在。
(主な管理者は、集落・個人等(約68%)、水利組合等(約17%)等)。

所有者の内訳



管理者の内訳



(農林水産省調べ (令和5年12月))

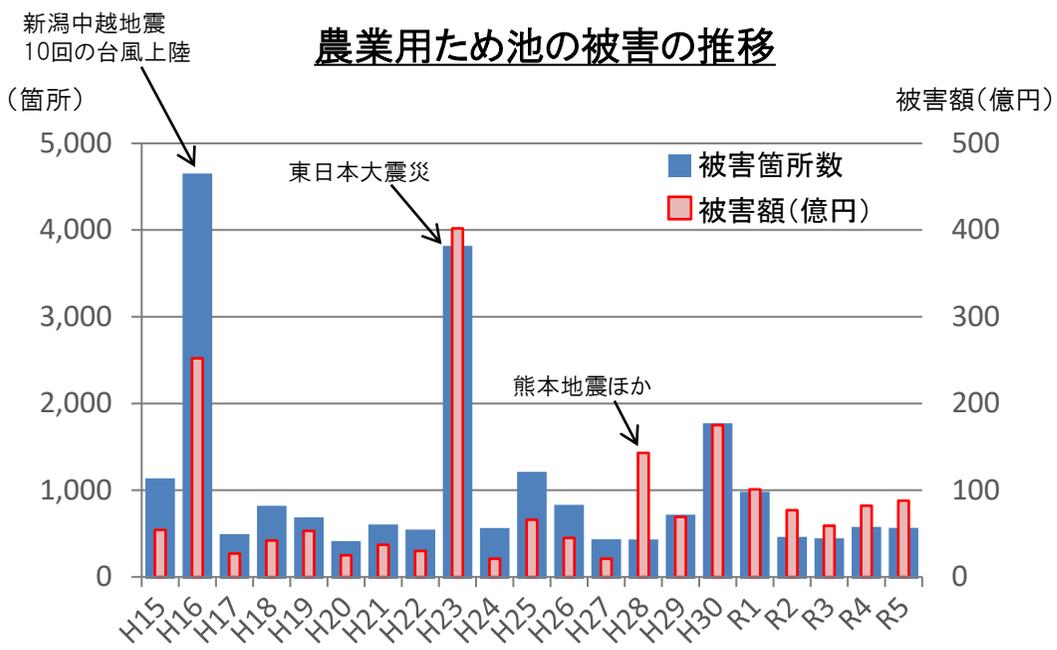
※1 能登半島地震対応のため、石川県及び富山県は令和5年9月末時点の数字。

※2 所有者のうち「官民共有」は、農業用ため池の池数と堤体の所有者において、民間と行政(国又は地方自治体)が混在。

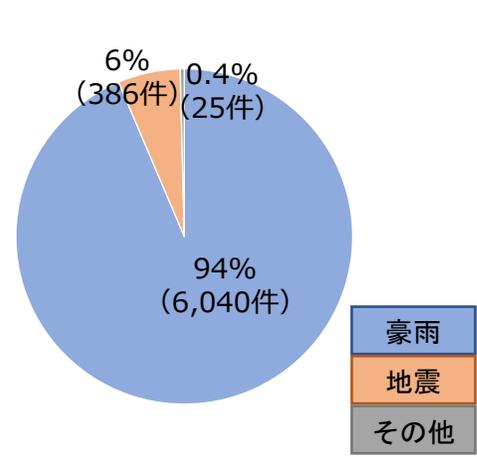
※3 管理者のうち「不明」は、農業用ため池の届出時に「管理者欄」が空欄となっているものを含む(こうしたため池の多くは所有者が管理を行っているものと思われる)。

1(3) 近年の農業用ため池の被災状況

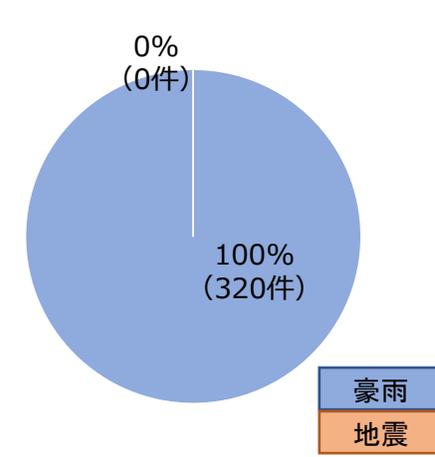
○ 直近10年間(H26～R5)の自然災害による農業用ため池の被災原因は、94%が豪雨、6%が地震によるもの。堤体の決壊は、全て豪雨によるもの。



農業用ため池の被災原因 (H26～R5)



農業用ため池の決壊原因 (H26～R5)



豪雨により農業用ため池が決壊した事例



平成25年7月の豪雨
(山口県)



平成29年7月の豪雨
(福岡県)



平成30年7月の豪雨
(広島県)



令和4年8月の豪雨
(山形県)

1(4) 平成30年7月豪雨の被災状況

- 平成30年6月末～7月初めにかけて、西日本を中心に記録的な大雨が発生。
- 農業用ため池32か所が決壊、うち29か所は防災重点ため池ではなかった。

ため池決壊件数

(都道府県報告)
2府4県
32件

【被害状況】

人的被害：死者 1名
負傷者 4名
人家被害：全壊 1戸
床下浸水 8戸



被災状況

写真① 大池

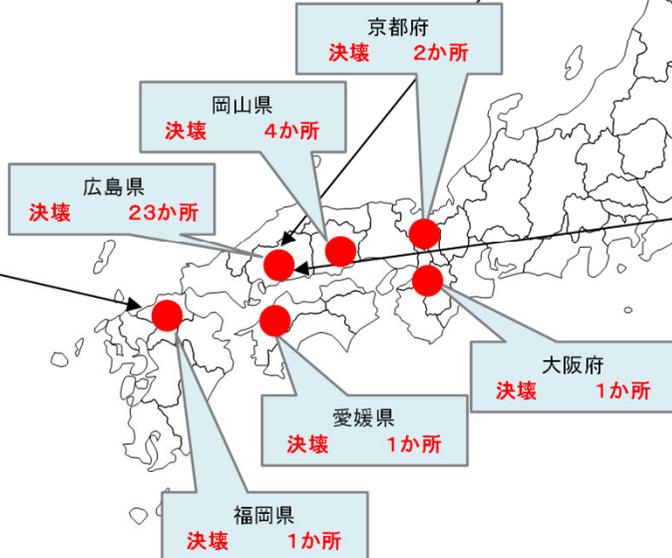


被災状況

写真② 横池



3連の重ね池のうち、上流側の横池と大池が決壊。ただし、下流の乙池は土砂流入のみで決壊には至らなかった。



被災状況(上流側)

しょうぶぎこかみ しょうぶぎこしも 広島県 勝負迫上池・勝負迫下池



被災家屋



決壊による濁流の流入のため下流の小学校が一時孤立。

ため池上部のグラウンドの崩壊による土砂流入により、ため池が決壊。ため池下流において、1名死亡、4名負傷。

1(5) 防災重点ため池の選定基準の見直し(平成30年)

- 防災重点ため池については、平成27年に国が基本的な考え方を示し、都道府県が地域の実情に応じて具体的な基準を設定して選定してきた。
- しかしながら、平成30年7月豪雨において、人的被害が生じたこと、統一した選定基準となっていなかったこと等を踏まえ、国が防災重点ため池の新たな選定基準を策定(平成30年11月)。

防災重点ため池選定の基本的な考え方(H27)

以下のいずれかに該当するため池を防災重点ため池とした。

- ①下流に住宅や公共施設等が存在し、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあること
- ②堤高10m以上であること
- ③貯水量10万 m^3 であること

都道府県によって、①に加え、ため池の規模を要件として②や③を加えるなど、全国で統一した考えにより選定されていなかった。



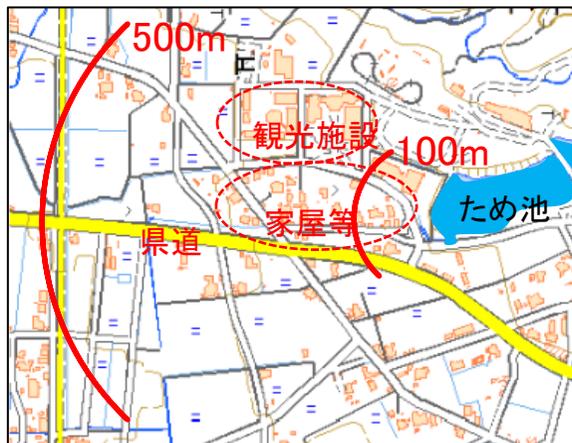
防災重点ため池選定の新たな選定基準(H30)

決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、全国で統一した選定基準を策定。

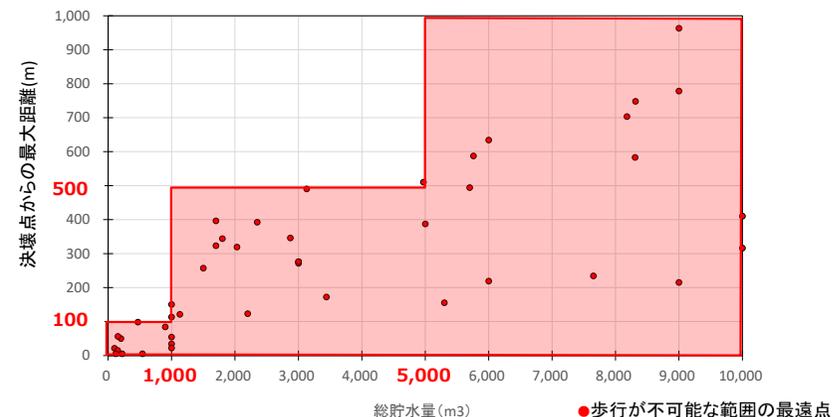
- ①ため池から100m未満の浸水区域内に住宅等があるもの
- ②ため池から100~500mの浸水区域内に住宅等があり、かつ貯水量1,000 m^3 以上のもの
- ③ため池から500m以上の浸水区域内に住宅等があり、かつ貯水量5,000 m^3 以上のもの
- ④地形条件、住宅等との位置関係、管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

※ 本基準は防災重点農業用ため池(特定農業用ため池含む)と同じ

【防災重点ため池のイメージ】



防災重点ため池の新たな選定基準は、過去に決壊したため池(56か所)において浸水想定図を作成し、貯水量に応じた影響範囲(歩行が不可能な範囲)を推定した上で決定。



1(6) 平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方

平成30年11月、「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」として、避難行動につなげる対策と施設機能の適切な維持、補強に向けた対策について取りまとめ。

この対策の進め方に基づき、再選定した防災重点ため池(現:防災重点農業用ため池)の対策を推進。

緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ため池マップの作成

ため池の名称、位置(座標)等を記載

緊急連絡体制の整備

管理者、市町村、都道府県、消防、警察、国等の連絡網を整備

浸水想定区域図の作成

家屋等が少ないため池は、ハザードマップに代わって作成

ハザードマップの作成

影響度の高いため池を優先

ため池データベースの充実

新たな防災重点ため池を調査し、データベースに登録等

ため池防災支援システムの活用

迅速な情報収集・共有のためにシステムを活用

水位計等による監視体制の整備

ため池の状況を速やかに把握するための水位計等の管理施設の整備

地域防災計画等への位置付け

緊急時の避難行動やため池点検の実施強化

全ての防災重点ため池で早急に実施

施設機能の適切な維持、補強に向けた対策

保全管理体制の強化

地域又は都道府県を単位として、管理者の指導や災害時等の現地パトロール体制を構築

補強対策

影響度の高いため池を優先

【総合的な整備】

耐震対策

堤体の改修・補強、液状化対策など

豪雨対策

堤体、洪水吐、取水施設など

ストックの適正化

利用されていないため池等を対象として、ため池の統廃合、廃止に必要な代替水源を確保。需要に応じ容量を縮小。



1(7) ため池管理保全法の概要

法律の目的

- 農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護し、もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的とする。

法律の概要

- 所有者等による都道府県への**届出を義務付け**（第4条第1項、第2項、附則第2条）
- 都道府県による**データベースの整備、公表**（第4条第3項）
- 所有者等による**適正管理の努力義務**（第5条）
- 適正な管理が行われていない場合の都道府県の**勧告**（第6条）
- 都道府県等による**立入調査**（第18条）

特定農業用ため池

(1) 特定農業用ため池の指定

- 都道府県は、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を「**特定農業用ため池**」として**指定**（第7条）
- 形状変更行為の制限（許可制）（第8条）
- 市町村による**ハザードマップ等の周知**（第12条）

(2) 防災工事（第9条～第11条）

- 所有者等による**防災工事（改良・廃止）の計画届出**
- 都道府県による**防災工事の施行命令、代執行**

(3) 保全管理体制（第13条～第17条）

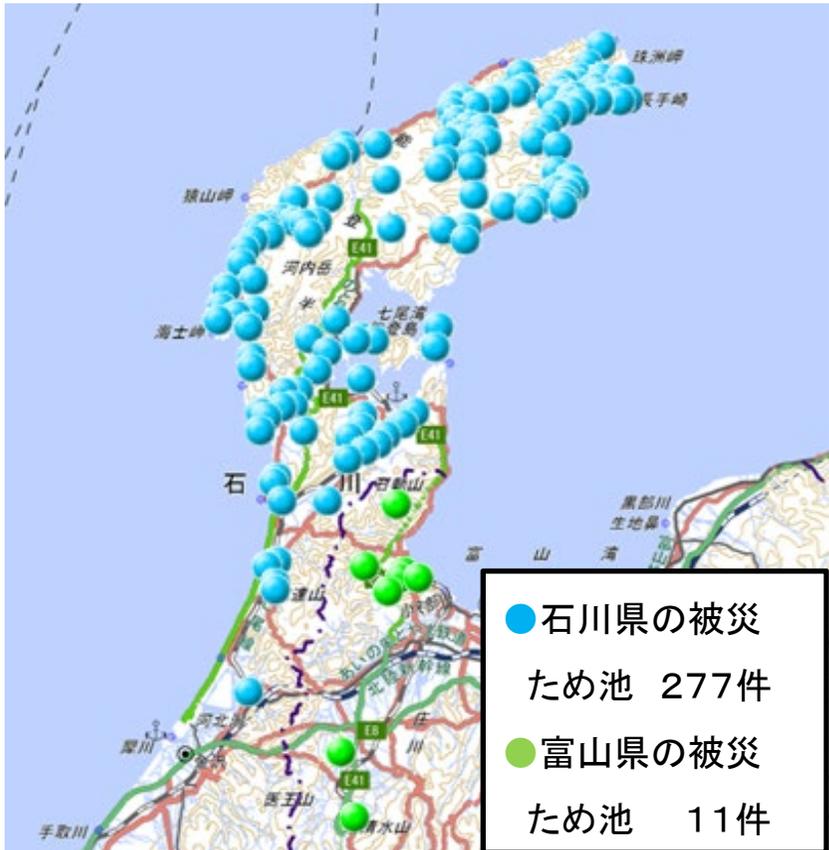
- 所有者不明で、適正な管理が困難な特定農業用ため池について、**市町村が管理権を取得可能**

1(7) 令和6年能登半島地震によるため池の被災状況

- 令和6年能登半島地震による点検対象の防災重点農業用ため池は2,071か所。
- 石川県277か所、富山県11か所、新潟県1か所、福井県1か所の防災重点農業用ため池が被災（計290か所：6月30日時点）。
- 農水省はMAFF-SAT（マフサット：農水省等職員）を被災自治体に派遣するとともに、水資源機構、都道府県土連、農業土木事業協会、土地改良建設協会等の協力を得て、防災重点農業用ため池の被害状況を把握するとともに、ブルーシートによる被災箇所への保護、排水ポンプ等によるため池の水位低下等の応急対応を実施。



堤体の上流法面が崩落



● 石川県の被災
ため池 277件

● 富山県の被災
ため池 11件



堤体の上流法面が崩落



被災箇所をブルーシートで保護
災害応急用ポンプにより水位を低下



被災箇所をブルーシートで保護
簡易排水施設により水位を低下

1(7) 令和6年能登半島地震によるため池の被災状況

- 地震により、奥能登地域の防災重点農業用ため池へのアクセス道路が至るところで被災し、陸上からの点検が困難だったことから、ヘリコプターからの空撮写真により、ため池の被災状況を確認（78か所）。
- 被害が確認されたため池については、下流の住民等への避難周知を行ったほか、道路啓開後は、排水ポンプによって水位を低下させるとともに、水位計を設置し、遠隔地から安全にリアルタイムで監視。

ヘリコプターによるため池の被災状況の確認



MAFF-SATの搭乗

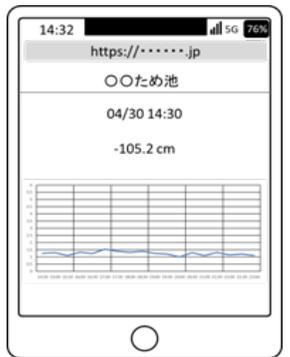


ヘリからのため池被災状況の空撮

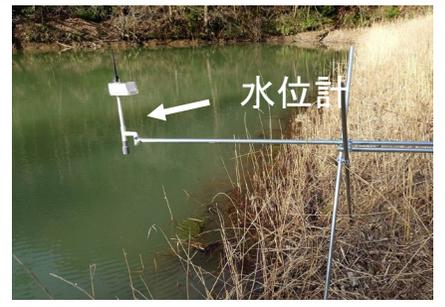


空撮写真によるため池の被災状況の確認

水位計による遠隔監視



スマートフォンによるモニター画面（イメージ）
（水位情報は自動的にグラフ化）



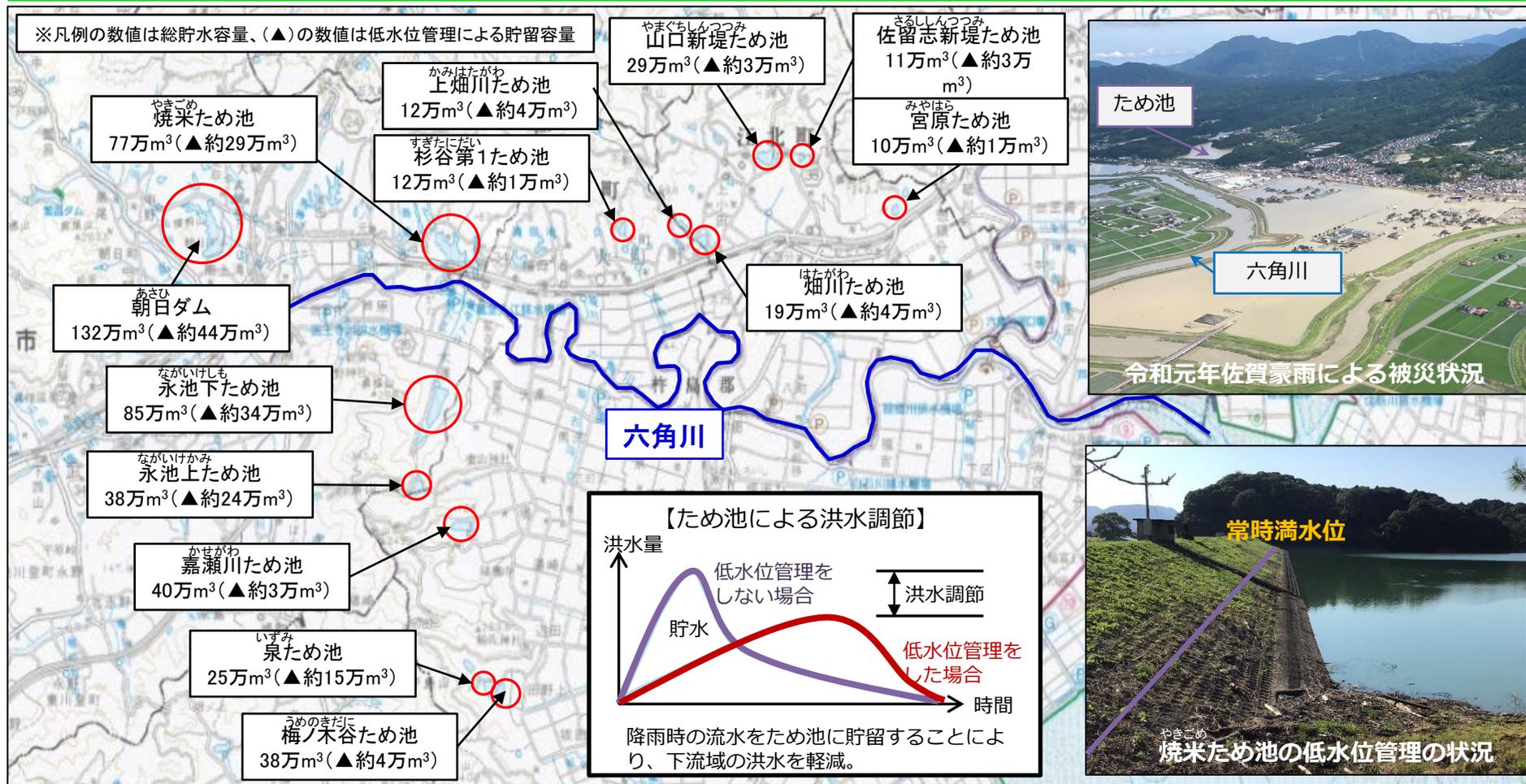
現地設置状況

2 ため池関連のトピックス(1)

【流域治水】

- 佐賀県の六角川流域では、令和元年8月の豪雨により大規模な浸水被害が発生。佐賀県（六角川水系）
- 県、市町、土地改良区が連携し、ため池の洪水調節機能の活用に係る検討会を開催。六角川水系流域治水プロジェクトにため池の活用を位置付け、豪雨に備えた低水位管理の取組を実施。

令和4年7月15日から19日の大雨時に13か所のため池において低水位管理を実施し、約170万 m^3 の貯留容量を確保。



- 震度4以上の地震発生時や大雨特別警報発表時に、市町村は、ため池管理者と連携し、防災重点農業用ため池の緊急点検を行う必要。
- 「ため池防災支援システム」は、災害発生時に(国研)防災科学技術研究所の「府省庁連携防災情報共有システム」から震度情報等を自動受信し、緊急点検対象ため池を自動抽出して市町村やため池管理者に緊急点検を依頼。市町村等からの緊急点検結果を受け取ると、即座に国、都道府県等に共有。

ため池防災支援システムの主な機能



- ため池に遠隔監視機器(水位計、監視カメラ等)を設置することにより、豪雨等発生時に、ため池の水位や状態を遠くから安全にリアルタイムで把握することが可能。
- 一部の自治体では、遠隔監視機器から得られたデータを避難指示の判断に活用。
- 農林水産省では、機器の設置や保守運用への財政支援や優良事例の紹介に取り組んでいる。

せいからょう 精華町(京都府)の取組事例



ため池の水位・状態
をHPで確認

町

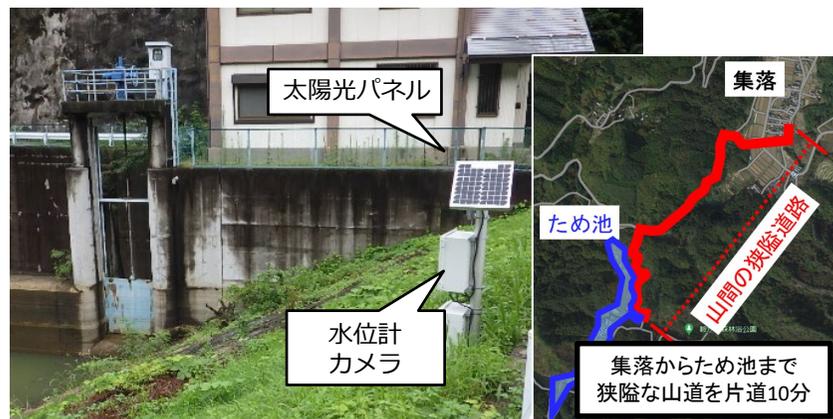
ため池管理者

避難指示

周辺住民

避難

長野県の取組事例



市町村

県

ため池管理者

避難指示

周辺住民

避難

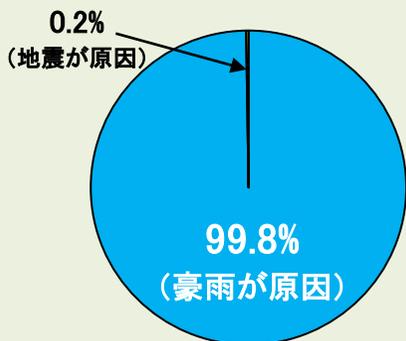
2 ため池関連のトピックス(4)

【豪雨対策の先行実施:段階的整備】

- 現在、ため池防災工事については、豪雨対策や地震対策等を一体的に整備
- **ため池決壊の99.8%は豪雨が原因**
- 豪雨や地震に対するリスク評価を行った上で、洪水吐きの改修等の**豪雨対策を地震対策に先行して整備(段階的整備)**することにより、**ため池防災工事を加速化**し、より多くのため池の決壊リスクを低減

ため池の決壊件数

(平成25年～令和4年)



ため池決壊の99.8%は豪雨が原因

ため池の決壊状況



令和4年8月豪雨によるため池の決壊
(山形県川西町)

【豪雨対策の先行整備(段階的整備)】

豪雨や地震に対するリスク評価を行った上で、洪水吐きの改修等の豪雨対策を先行して段階的に整備するもの(地震対策は豪雨対策完了後に実施)

《イメージ》



改修前の洪水吐き

洪水流下能力が不足(約 $3\text{m}^3/\text{s}$)

豪雨対策を先行整備※

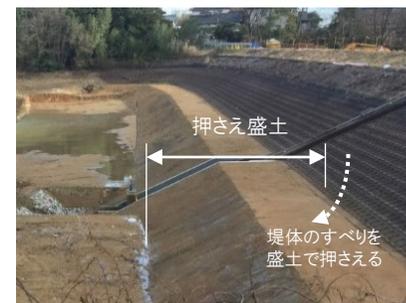
改修後の洪水吐き



洪水流下能力が約3倍に向上(約 $9\text{m}^3/\text{s}$)



地震対策は豪雨対策完了後に実施



押さえ盛土

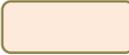
堤体のすべりを盛土で押さえる

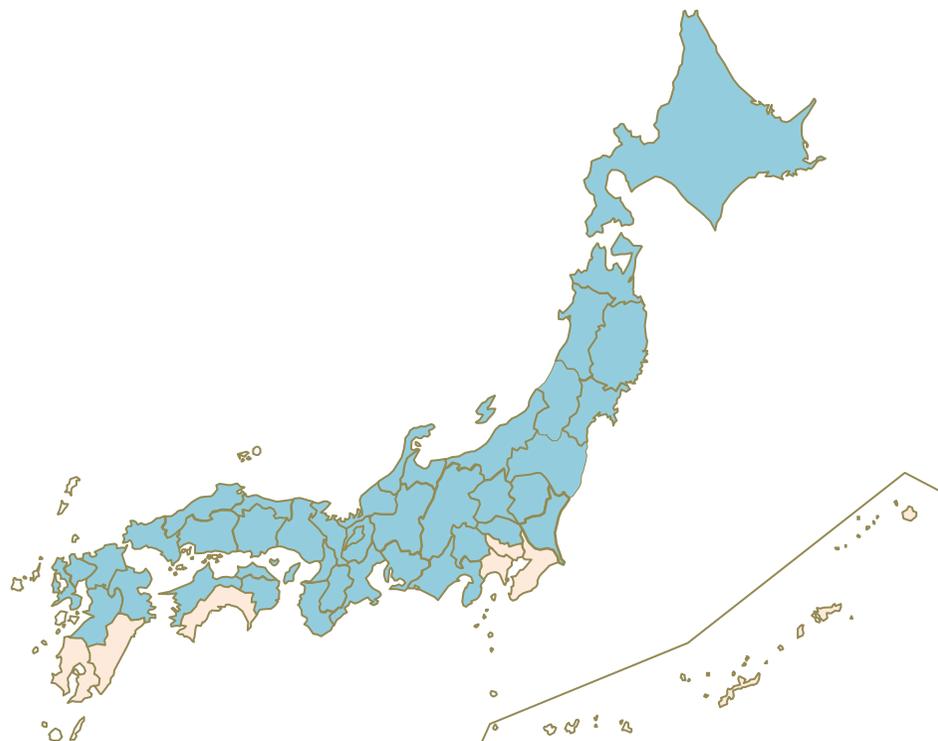
押さえ盛土による堤体の補強

※ 「豪雨対策の先行整備(段階的整備)」は、**ため池の防災工事の新たな選択肢**であり、これを行うかどうかは、**地域の実情を踏まえて、各事業主体において判断**していただくもの。

- 令和6年7月現在、ため池サポートセンターは40道府県で設立済み。
- ため池サポートセンターは、防災重点農業用ため池の管理・監視体制を強化するため、ため池管理者等への指導・助言や現地パトロール等を行っており、ため池の異状を早期に発見することなどにより、ため池の決壊リスクの低減に寄与。

ため池サポートセンターの設立状況

-  ため池サポートセンター設立済み(40道府県)
-  都県、市町村、県土連が対応



兵庫県のため池サポートセンターの取組

兵庫県内の市町、兵庫県土連を構成員とした「兵庫県ため池保全協議会」がサポートセンターを設置

【活動内容】

ため池管理者からの相談対応、ため池管理者への指導・助言、巡回点検（パトロール）、ため池管理者講習会への講師派遣



ため池管理者への指導・助言



巡回点検



ため池管理者講習会

2 ため池関連のトピックス(6)【農業用ため池が有する多面的機能の発揮】

ため池の水質保全によるオニバス生育環境の保全

まえいけ 前池（香川県善通寺市）

○経緯・きっかけ

- ・平成16年、前池に生育する絶滅危惧種のオニバスが善通寺市の天然記念物に指定。
- ・指定を機に、水利組合と自治会が「オニバス保存会」を設立し、ため池の草刈や水質保全の取組を実施。

○取組内容

- ・ため池の水を循環させることによる水質保全
- ・オニバスと競合するヒシなど水草の除去
- ・ため池の清掃
- ・小学校への出前講座
- ・オニバスの開花時期（8月中下旬）を中心とした広報

○取組の効果

- ・絶滅危惧種であるオニバスが毎年開花。
- ・オニバス鑑賞のため、観光客が増加し、地域が活性化。
- ・「オニバスの保全」という共通目標を持つことで、ため池管理者と受益者の連携が密になり、ため池の水利用調整が円滑化。



オニバス



オニバス保存会による水草の除去

生態系保全と美しい景観の形成

やちぬま 谷地沼（群馬県前橋市）

○経緯・きっかけ

- ・平成18年、多面的機能の活動組織が、地域の子供たちの活動組織と連携し、毎年11月にため池の水を抜いて、生き物調査を実施することに合意。

○取組内容

- ・ため池の堤体やその周辺の草刈、清掃
- ・子供の活動組織と連携した、ため池の水抜き、生き物調査、外来種の駆除
- ・ため池や周辺農地の法面に芝桜やヒメダワレソウを植栽

○取組の効果

- ・生き物調査で確認された外来種を駆除することにより、ため池の生態系が保全。
- ・谷地沼周辺への植生によって景観が保全され、親水公園として地域住民の憩いの場となっている。

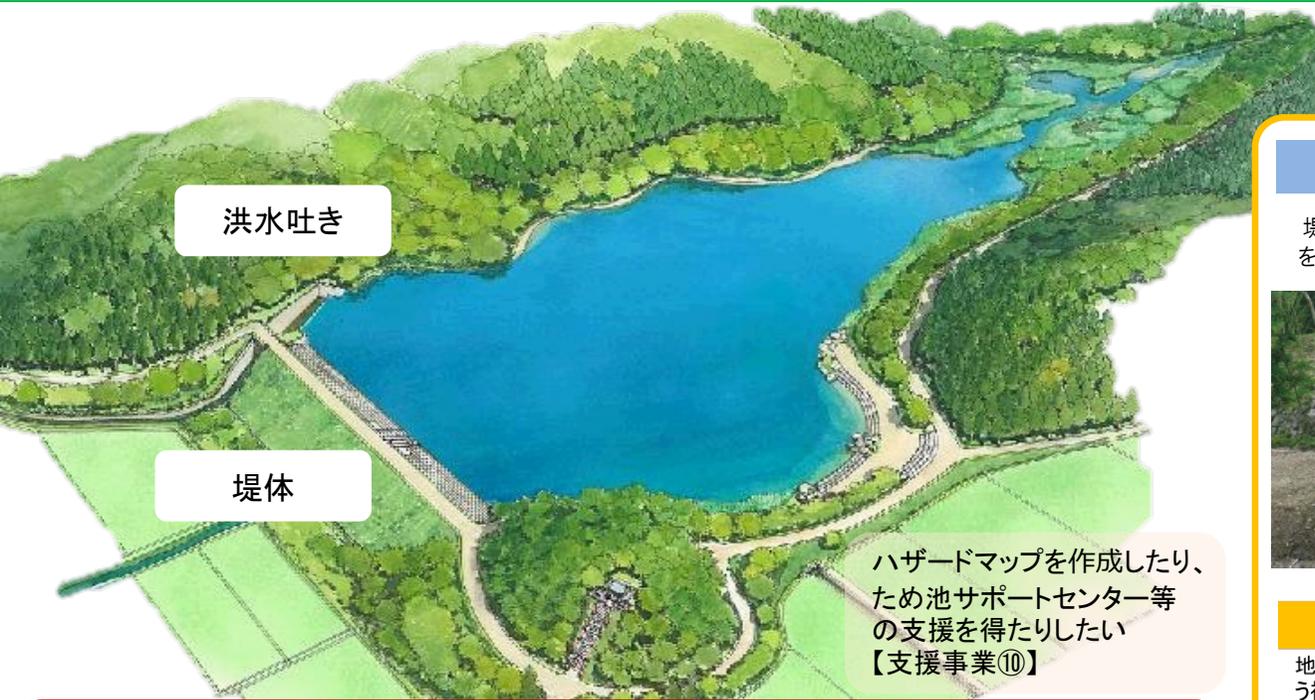


ため池法面の植栽



ため池の水抜きで獲れた魚

3(1) ため池の防災・減災対策に活用可能な補助事業



洪水吐き

堤体

ハザードマップを作成したり、
ため池サポートセンター等
の支援を得たりしたい
【支援事業⑩】

ため池の管理

- 緊急時に対応するための排水ポンプなどを設置したい【支援事業⑤⑨】
- 堤体の草刈りを行いたため池を適切に管理したい【支援事業⑫⑬⑭】
- 流域治水対策として低水位管理を行いたい【支援事業④⑪】
- 緊急的な防災対策及び流域治水対策にICT機器を活用したい

【支援事業 設置:⑤⑨⑪ 運用:⑪⑫⑬】



ため池の廃止

堤体を開削するなど、貯水機能を
喪失させたい【支援事業③⑧】



老朽化対策

経年変化等に伴う堤体の漏水や
浸食を防止したい【支援事業②⑦】



地震・豪雨対策

地震に対しても損傷が発生しないよ
う補強したい【支援事業②⑦】

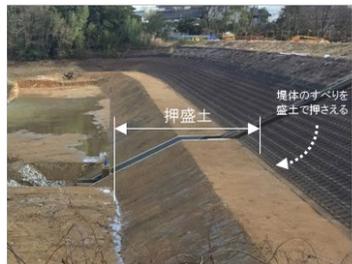


↓ (堤体の押盛土による補強)

洪水吐を拡幅して、洪水を安全に流
下させたい【支援事業②⑦】



↓ (洪水流下能力の増加)



支援事業名	事業内容	事業主体	補助率	主な実施要件
農村地域防災減災事業	① 実施計画策定、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、相続関係調査	都道府県、市町村、土地改良区等	定額（10/10）等	
	② 防災工事（地震・豪雨、老朽化対策）		50% 等 （緊急性が高いもの等は55%に嵩上げ）	・総事業費800万円以上※ ・受益面積2ha以上 等
	③ ため池の統廃合		50% 等 （緊急性が高いもの等は55%に嵩上げ）	・想定被害額500万円以上 等
	④ 洪水調節機能の付与・増進や低水位管理のために必要な整備（洪水吐きスリット等）		50% 等	・防災受益面積7ha以上 等
	⑤ 緊急的な防災対策（簡易な整備、排水ポンプの設置等）、観測機器の設置等		定額（10/10）	・受益面積2ha以上 等
農業水路等長寿命化・防災減災事業	⑥ 実施計画策定、耐震性点検、相続関係調査	都道府県、市町村、土地改良区等	定額（10/10）	
	⑦ 防災工事（地震・豪雨、老朽化対策）		50% 等	・総事業費200万円以上 ・受益者2戸以上
	⑧ ため池の廃止		定額（10/10）等	・想定被害額500万円以上 等
	⑨ 緊急的な防災対策（排水ポンプの設置等）、危機管理システム等整備		定額（10/10）	・総事業費200万円以上 等
	⑩ ハザードマップ作成、管理者等への技術的指導（ため池サポートセンター）支援、監視・保全管理に資する活動、防災訓練等	都道府県、市町村、土地改良区等	定額（10/10）等	・総事業費200万円以上 ・防災重点農業用ため池
水利施設管理強化事業（特別型）	⑪ 流域治水のために必要な取組（事前排水による低水位管理に係る人件費、遠隔監視機器の通信費等）	都道府県、市町村	50%	・流域治水プロジェクト等に位置付けられていること
多面的機能支払交付金	⑫ 共同活動の一環として行われる堤体の草刈りやため池の泥上げ等	活動組織、広域活動組織	定額	
中山間地域等直接支払交付金	⑬ 中山間地域における堤体の草刈りやため池の泥上げ等	活動組織	定額	・集落等で協定を締結し共同取組活動に位置づけること
農地耕作条件改善事業	⑭ 除草に使用する共同利用機器の導入等	都道府県、市町村、土地改良区等	50%	・農振農用地のうち地域計画の策定区域 ・総事業費200万円以上 ・農業者数2人以上 等

※ 防災重点農業用ため池緊急整備事業として行う場合は、総事業費4,000万円以上

<対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積(約21万ha[令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定(調査計画事業)

- ・ 地域の防災・減災対策に必要な諸条件に関する調査、農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備(整備事業)

- ・ 自然的・社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
- ・ 湛水防除を行う事業において、畑を対象とする場合の、受益面積要件を引き下げ

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>

1/2、定額等

国 → 都道府県

都道府県

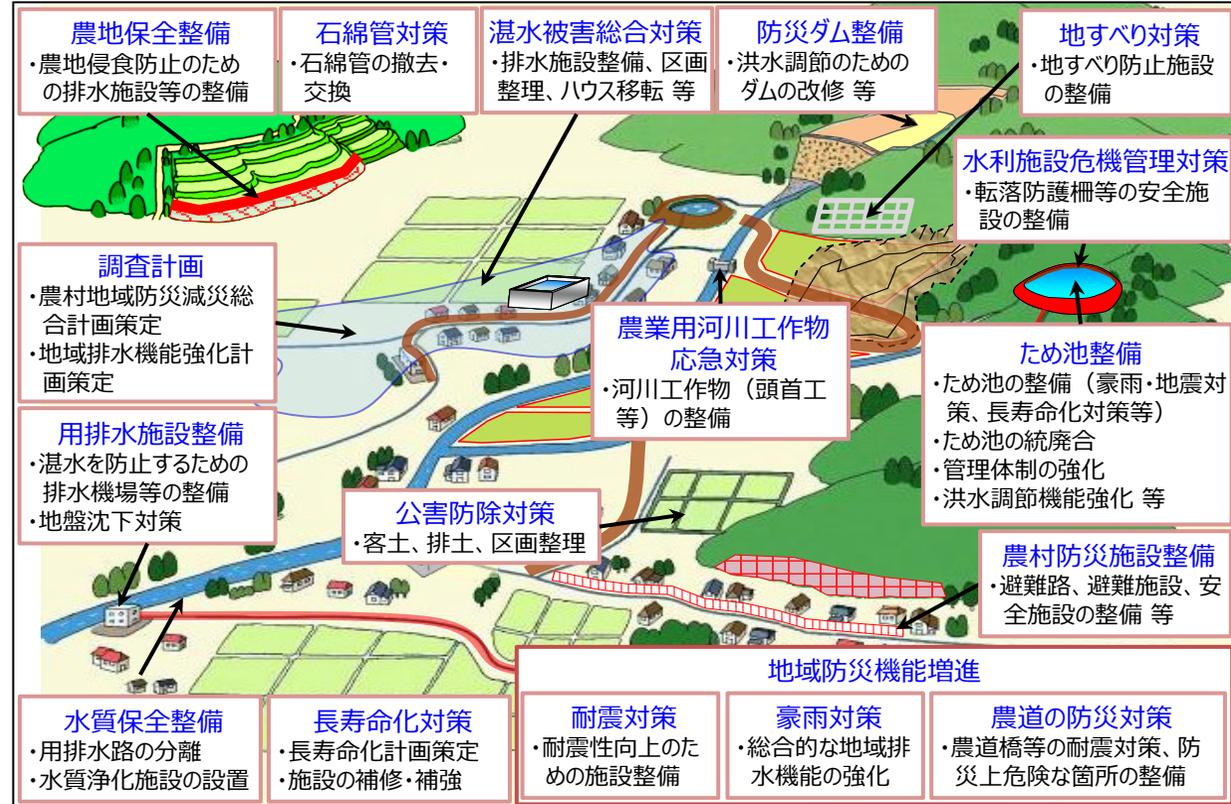
1/2、定額等

国 → 都道府県 → 市町村等

市町村等

<事業イメージ>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



<対策のポイント>

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(ため池工事特措法)に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積(約21万ha[令和7年度まで])

<事業の内容>

防災重点農業用ため池を対象として、**ため池工事特措法の有効期間**(令和13年3月まで)における以下の対策を支援します。

1. ハード対策(補助率:1/2等)

① ため池の改修、附帯施設の整備等(総事業費4千万円以上)
※ ため池を改修する際、豪雨対策等を他の対策に先行させて段階的に整備することを可能にすることを明確化

② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「**緊急性が高いもの**」※については補助率55%で支援

〔※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。〕

③ ①と併せ行う堆砂対策(堆砂率がおおむね10%以上のもの、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの等)

2. ソフト対策(定額)

ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等

<事業の流れ>

1/2、定額等



都道府県

※下線部は拡充内容

国

1/2、定額等



都道府県



市町村等

<事業イメージ>



整備前



整備後

堤体の補強及び法面保護による浸食防止



整備前



整備後

ため池の洪水吐きの改修(洪水流下能力の増加)



劣化状況評価

堤体からの漏水量計測



地震耐性評価

ボーリングによる土質調査



豪雨耐性評価

洪水吐きの構造を調査

<対策のポイント>

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

<事業目標>

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha〔令和7年度まで〕）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. きめ細かな長寿命化対策

- 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、パイプライン化、水管理のICT活用などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保を支援します。
- ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- 災害の未然防止に必要な施設整備（渇水時の用水補給のためのポンプ設置等を含む。）、リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止等の防災減災対策を支援します。
- ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- 単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水管路へ接続する経費を支援します。
- 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、管理者への指導・助言等の経費を支援します。

4. 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

施設情報整備・共有化対策

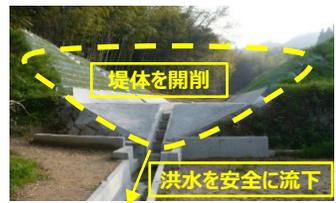


施設情報等のGIS化

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

【お問い合わせ先】農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
 防災課 (03-6744-2210)
 設計課 (03-6744-2201)
 地域整備課 (03-6744-2209)

水利施設管理強化事業<公共>

【令和6年度予算概算決定額 2,735(2,536)百万円】
【令和5年度補正予算額 627百万円】

<対策のポイント>

国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<事業の内容>

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

1. 一般型(国庫補助率:1/2(①~④)、定額(⑤))

【対象施設】管理強化計画に基づき土地改良区等が管理する国営及び国営附帯
県営造成施設

- 【対象経費】① 防災・減災機能を有する施設：洪水調節機能強化等を含む多面的機能発揮に対応した費用（維持管理費の「0.75/1.75」相当）
② ①以外の施設：多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.6/1.6」相当）
③ 土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用
④ 管理水準向上のための技術的支援等に要する費用
⑤ 包括的民間委託の試行に係る調査、契約書類の作成等に要する費用及びその実施に係るかかり増し費用

2. 特別型(国庫補助率:1/2)

【対象施設】洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池、排水機場等の農業水利施設（1の対象施設を除く）

【対象経費】流域治水の取組に要する費用

- ・治水協定ダムの事前放流、低水位管理
- ・ため池の低水位管理、水位計等による遠隔監視
- ・農業水利施設による地域排水 等

<事業の流れ>

1/2



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

農業水利施設を取り巻く情勢の変化による、施設管理の複雑化・高度化

集中豪雨の増加

都市化・混住化

農業構造等の変化



市街地・集落の浸水

水路への廃棄物流入

営農の多様化による水需要の変化



施設の役割に応じた支援

農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮

農業用ため池の遠隔監視

スクリーンの除塵作業

きめ細かな操作管理



【お問い合わせ先】農村振興局水資源課(03-6744-1363)

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和6年度予算額 48,589(48,652)百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上(5割以上[令和7年度まで])
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上(6割以上[令和7年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 多面的機能支払交付金 47,050(47,050)百万円
 - ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
 - ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。
2. 多面的機能支払推進交付金 1,539(1,602)百万円
交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等





資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等





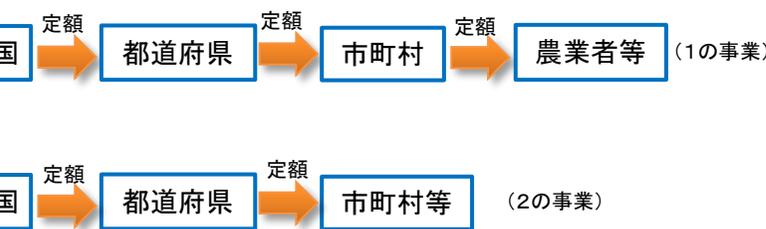
実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【交付単価】 (円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払(共同)※1	③資源向上支払(長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払(共同)※1	③資源向上支払(長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]
 ※1：②、③の資源向上支払は、
 ①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
 ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、
 ②に75%単価を適用
 ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

<事業の流れ>



【加算措置】 (円/10a)

		項目		都府県	北海道
		田	畑	草地	
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	畑	400	320
		畑	草地	240	80
		草地		40	20
水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進	資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田		400	320

中山間地域等直接支払交付金

【令和6年度予算額 26,100(26,100)百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止[令和6年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

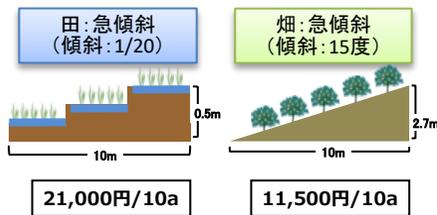
1. 中山間地域等直接支払交付金

25,800(25,800)百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(集落戦略の作成)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上) 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額:200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額:200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額:200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

300(300)百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

農地耕作条件改善事業

【令和6年度予算概算決定額 19,843 (20,043) 百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、**麦・大豆の増産に必要な取組等**をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加(8割)

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、**高収益作物への転換**に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、**スマート農業の導入**について支援します。

4. 病害虫対策型

病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。

5. 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「**田んぼダム**」の実施に必要な基盤整備を支援します。

6. 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のための**ゾーニング**に必要な交換分合や基盤整備を支援します。

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～6の事業）

※整備農地周辺の**未整備農地**を整備する場合、**農地整備・集約推進費**の活用が可能（1、2の事業）

※**高収益作物の転換割合**に応じ、**高収益作物導入促進費**の活用が可能（2の事業）

（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、**高収益作物導入推進費**の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善の支援



畦畔除去



暗渠排水



土層改良

高収益作物への転換に向けた取組支援



高付加価値農業施設の設置



技術研修会

スマート農業導入の支援



GNSS基地局設置



自動操舵システム導入

「田んぼダム」の取組支援



落水口と堰板の整備

病害虫対策



客土・反転耕

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208) **24**

3(2) 農林水産省が作成・公表しているため池の各種マニュアル

- 農林水産省では、ため池の防災・減災対策を推進するため、ため池管理者、市町村、都道府県を対象とした各種マニュアル等を作成し、ホームページで公表。

	名 称	概 要	制定年
手 引 き	ため池ハザードマップ作成の手引き	ハザードマップの意義、作成の手順や活用の方法等	平成25年5月
	ため池管理マニュアル	日常管理、非常時の対応、点検チェックシート	平成25年5月 (令和2年6月改訂)
	ため池の保全管理体制整備の手引き	保全管理体制の整備や自治体の支援体制を構築するための留意点等	平成26年7月
	ため池機能診断マニュアル（暫定版）	機能診断の目的、調査内容、判定方法、留意点等	平成28年10月
	ため池群を活用した防災・減災対策の手引き	農村地域防災・減災事業により、ため池群を活用した防災・減災対策を検討するにあたっての参考事項	平成29年9月
	ため池の洪水調節機能強化対策の手引き	ため池の有する洪水調節機能の発揮のための事例等	平成30年5月
	防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施する際の考え方	令和3年3月
	農業用ため池における水上設置型太陽光発電設備の設置に関する手引き	ため池に水上設置型太陽光発電設備の設置を検討する際の留意点	令和3年9月
	防災重点農業用ため池の廃止工事における生態系配慮について	廃止工事の実施に当たり生態系配慮に関する留意事項や配慮事例	令和5年3月
事 例 集	ため池の保全・管理活動事例集	ため池の保全管理活動の事例	平成25年6月
	ため池の管理及び保全に関する事例集	ため池の保全管理活動の事例	令和5年3月
	ため池の遠隔監視等のためのICT活用事例集	ため池へのICT機器の設置事例	令和4年9月
	ため池の安全対策事例集	地方公共団体や管理者等が参考とするための転落事故や安全対策の事例	令和5年3月
通 知	土地改良事業設計指針「ため池整備」（案）	ため池改修の設計に関する事項	平成12年2月 (平成27年2月改定)
	防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針	防災工事等の推進に関する基本的な事項、防災重点農業用ため池への指定や防災工事等推進計画の策定についての指針となるべき事項等	令和2年9月 (令和6年4月改定)